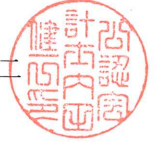


合意された手続実施結果報告書

平成30年5月22日

弁護士法人黒木・内田法律事務所 御中

内田健二公認会計士事務所
公認会計士 内田 健二



私は、弁護士法人黒木・内田法律事務所（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、平成29年10月1日から平成30年3月31日まで（以下「調査対象期間」という。）の、法人の預り金に係る処理に関連して法人との間で合意された下記の手続を実施した。

以下の手続は、法人が法人の預り金に係る処理の適正性を評価するに際し利用されるためにのみ実施したものである。

1. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「科目別合計額表」における預金残高と預金通帳残高を突合した。
2. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「事件預り金元帳」と「科目別合計額表」における事件預り金残高の整合性を確認した。
3. 私は、調査対象期間開始日および終了日の「科目別合計額表」における預金残高と事件預り金残高の整合性を確認した。
4. 私は、「事件預り金元帳」の出金については証憑書類と、入金については入金実績と突合した。ただし、金額的に重要性のない1万円未満の金額については手続を省略した。

上記手続を実施した結果は、以下のとおりである。

- (1) 上記1の事項について、一致した。
- (2) 上記2の事項について、整合性を確かめた。
- (3) 上記3の事項について、整合性を確かめた。
- (4) 上記4の事項について、支出名目と異なる支出は認められず、入金処理された項目は入金実績と一致した。

上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は、調査対象期間の法人及び法人に所属する弁護士に関する財務諸表についていかなる結論の報告も、また保証も提供することもしない。もし私が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して財務諸表の監査若しくはレビューを行うか、又は手続の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

なお、この報告書は法人による法人及び法人に所属する弁護士の預り金に係る処理の適正性の評価のために作成されたものであり、私の承諾を得ずに他のいかなる目的にも使用してはならず、法人以外への配付もしてはならない。また、この報告書は調査対象期間の法人及び法人に所属する弁護士の預り金の処理に関するものであり、法人及び法人に所属する弁護士の全体としてのいかなる財務諸表にも言及するものではない。

法人及び法人に所属する弁護士と私との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上